

千葉市市民自治によるまちづくり条例



条例に込めた想い／

すべては
将来に引き継ぎたいと思えるまち
を実現するため



わたしたち

条例の前文では、市民が自らまちづくりに取り組む姿勢を表現するため、主語を“わたしたち”としています。(わたしたち=市民=まちづくりの担い手)

ジブンゴト

まちづくりに重要な要素である「当事者意識を持つこと」、「主体的に取り組むこと」などを凝縮した言葉として“ジブンゴト”と表現しています。

まちづくりの出発点は、まちづくりの担い手であり、当事者である“わたしたち”自身です。地域の課題を“ジブンゴト”として捉え、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことが大切です。

こうした想いをこの条例でわたしたち一人一人が共有し、できるところからまちづくりに取り組んでいきましょう！

千葉市市民自治によるまちづくり条例

(前文)

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の広がりを背景として、市は、市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち(市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等)は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を發揮するようになりました。

一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があり、自ら地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て、それらを活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できることや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持って、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。

わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

※この条例は、前文と全22条の条文で構成されています。

「まちづくり」とは？

社会や地域の課題の解決を図り、より住みやすい社会をつくることです。日常生活で感じた「もっとこうだったらいいのにな」「ここを改善したい」ということへの取組み一つ一つが、住みよい社会をつくるにつながります。肩肘を張らず、それぞれができるところから取り組むことが重要です。

まずは地域に目を向け、自分の住む地域に関心を持つことから始めてみませんか？

3つの柱で「市民自治」によるまちづくり

市民の自立的な活動

市民が主体となって課題の解決に取り組むこと

市民参加

市民が市の施策へ意見を述べたり、提案したりすること

協 働

市民と市が同じ目的を達成するために、役割を分担して協力すること

千葉市市民自治によるまちづくり条例とは？

この条例は、市民の皆さんのまちづくりを後押しするためのものです。まちづくりにおける市民の皆さん、町内自治会、市民活動団体などの役割、市の責務などを定めています。

この条例によって何かがすぐに変わるものではありませんが、条例を一人一人が理解し、実践していくことで、少しずつ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現に近づくことができます。



市民の主な役割

- ▶市民参加と協働の機会を積極的に活用するよう努めること。
- ▶できるところから自立的に活動するよう努めること。
- ▶地域や市政に関心を持つよう努めること。
- ▶地域と緩やかにつながりを持つよう努めること。



市の主な責務

- ▶市民の意見や提案を的確に把握し、市の施策に反映させるよう努めること。
- ▶市民参加や協働の機会を積極的に提供するよう努めること。
- ▶市政に関する情報を積極的に提供し、市民の意見や提案に誠実に応答すること。
- ▶市民自治に対し、適切に支援するよう努めること。

